

# 基金情報

No. 21

平成15年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445  
ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

## 平成15年11月・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)	
事業所数(件)	264	0	年金掛金	調定額(円) 1,064,506,008 収納額(円) 1,057,852,056	
加入員数(人)	男子	6,295	-7	収納率	99.4%
	女子	2,586	-18	事務費掛金調定額(円)	59,529,682
	計	8,831	-25	資産運用	信託資産額 269億7,450万円 修正総合利回り 7.56% ベンチマーク差 -0.79%
平均標準給与月額(円)	男子	350,496	-568	受給者数(人)	5,207
	女子	225,852	-967	平均年金額(円)	428,150
計	314,202	-535	慶弔金	65件 114万円	
受給者数(人)	5,207	38	保養所利用者数	2,998人	
平均年金額(円)	428,150	2,071			

## 非継続基準の積立水準 平成23年度にクリア

平成14年度決算における財政検証の結果、当基金の積立水準は、継続基準及び非継続基準のいずれもが国の示す基準値を大きく下回り、回復計画が求められていました。

この度(12月4日)、非継続基準の基準値(最低責任準備金及び最低積立基準額)を算出する平成16年の予定利率が公示されました。

これを受けて、この度、非継続基準における回復計画のシミュレーション結果がまとまりました。

平成16年の予定利率(平成14年度の厚生年金本体の利回り)は、0.21%であるため、基準値が抑えられ、当基金の積立水準は平成23年度に基準に達する結果となりました。

## 回復計画(シミュレーション)結果 (額単位:百万円)

年度	年金資産 ①	最低責任準備金		最低積立基準額	
		金額 ②	積立水準 ①/②	金額 ③	積立水準 ①/③
15	30,098	32,821	0.917	44,243	0.6802
16	31,387	32,436	0.967	44,308	0.7083
17	32,655	31,984	1.020	44,297	0.7371
18	33,857	31,432	1.077	44,206	0.7658
19	34,982	30,776	1.136	43,981	0.7953
20	36,019	30,009	1.200	43,575	0.8265
21	36,976	29,142	1.268	43,031	0.8592
22	37,883	28,199	1.343	42,392	0.8936
23	38,741	27,182	1.425	41,670	0.9297
24	39,544	26,088	1.515	40,869	0.9675
25	40,382	24,985	1.616	40,081	1.0075

(注) 積立水準の基準値は、最低責任準備金の場合1.05以上  
最低積立基準額の場合0.90以上となっています。

回復計画のシミュレーション結果は、次期代議員会においてご承認をいただき、平成16年2月末までに厚生労働大臣あて報告することとなっています。

この度の回復計画は、決算年度の翌々年度から10年(本来7年)以内という弾力化措置においてシミュレーションされています。

また、この回復計画は、非継続基準におけるもので、継続基準については、基準値を下回り、別途回復(掛金引上げ)が求められているところです。

## りそな信託銀行 本社移転

りそな信託銀行は、本社を移転し、平成16年1月13日から新所在地で業務を開始することとなりました。  
(新住所)  
千代田区大手町1-1-2 りそなマルハビル15・16階

## 箱根「みやぎの山荘」 利用者10万人を突破!

箱根「みやぎの山荘」は、当基金の直営保養所として、昭和54年6月に開設されました。以来多くの方々に利用され、来年6月には満25周年を迎えることとなります。

これまでの利用者数は、平成15年11月末で99,718人にも及んでいます。

平成15年12月の利用者・申込者は現在300人を超える状況にありますので、延べ利用者数は、満25周年より一足早い本年12月で10万人を超えることとなりました。

「みやぎの山荘」の利用者数のピークは、平成元年～5年度で、1か年度に5千人前後を記録し、平成3年度には過去最高の5,543人もの方々に利用されました。

その後、利用者数は減少傾向となりましたが、平成11年度における浴室の増改築、カラオケルームの新設、管理人の交替などにより利用者は再び増加傾向に転じました。

ただ、平成11年度の改装の際の客室数の減により、その後の年間利用者数は5千人にはとどいておりません。

厚生年金基金連合会・評議員会は、平成15年12月8日欠員に伴う評議員補欠選挙を執行しました。

その結果、東京選挙区の評議員として、当基金が選出されました。

補欠選挙は、東日本文具販売厚生年金基金の退任に伴うもので、その残任期間(平成16年2月10日まで)務めることとなります。

## 基金連合会 評議員に選出

## 基金連合会・事業縮小!

厚生年金基金連合会は、厚生年金基金を会員として、基金中脱者への年金給付事業のほか、支援事業(情報提供や研修会の実施等)や支払保証事業(解散基金における給付の一定額確保)などを行っています。

これら事業について、厚生年金基金連合会は、基金の解散や代行返上に伴う会員数の減少を踏まえた見直しを検討していましたが、この度、事業や組織の縮小に踏み切り、規約や諸規程の改正に係る厚生労働大臣の認可を受けるにいたしました。

## 「継続会員」制度を創設

会員数の減少に対しては、平成15年9月以降代行返上し、基金から移行する確定給付企業年金を対象とした「継続会員」制度が創設され、厚生年金基金との共通の課題に取り組むこととなりました。

また、組織の見直しについては、厚生年金基金連合会の評議員(49人⇒30人)と理事(16人⇒14人)の定数を削減することとなりました。いずれも平成16年2月10日実施となっています。

その他、四国地方協議会を中国地方協議会に統合(平成16年4月1日実施)することにもなっています。

## 厚生年金基金連合会・組織

評議員会(30人)

理事会(計14人)  
(理事長・専務理事・常務理事・理事)

監事(2人) 地方協議会(8地区)

## セブシティを廃止・売却

主な事業の見直しについては、「セブシティ」(スポーツ施設・新宿)を廃止し、平成16年9月末を目途に売却、「らんごん」(宿泊施設・京都)は3年内に完全独立採算制が達成できない場合は廃止することとなりました。

## 事業運営 — 給付状況(1.年金受給者数) —

平成15年11月末現在の年金受給者数は、男子3,427人、女子1,780人の計5,207人となっています。

### 受給者5%増・成熟度60%超の勢い!

受給者数の状況は、平成13年度に加入員数の半数(成熟度50%)を超えた後も確実に増加傾向をたどっています。

受給者数の伸びは、平成13年度から平成14年度にかけては2.8%増でしたが、平成14年度から平成15年(11月現在)にかけては3.4%増と急増しています。

このままの伸びが続いた場合は、平成15年度末における受給者数は男女計で5,300人に及び、対14年度比の伸び率は5%を超える見込です。

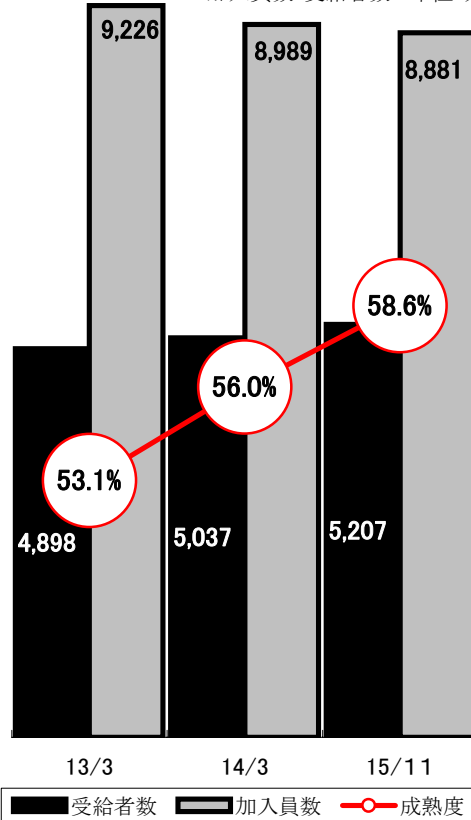
このような受給者数の増加は、成熟度を高め、ますます年金財政を圧迫することとなります。

当基金の成熟度は、受給者数の伸びのほか、加入員の減少によって加速されて高められている状況にあります。

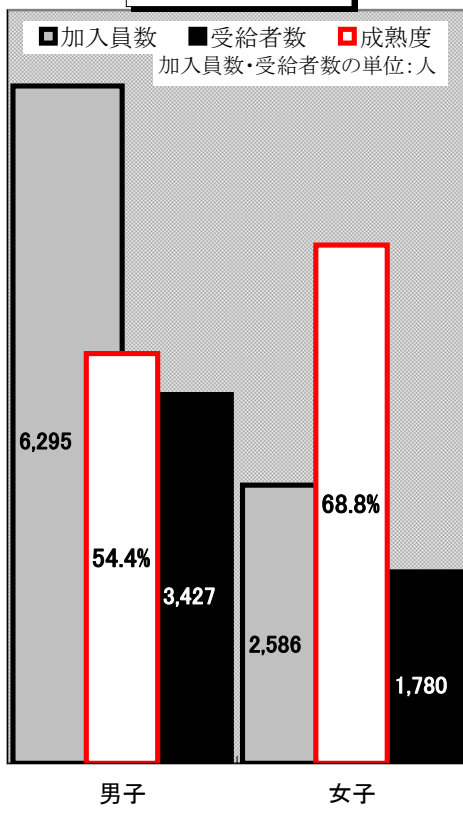
受給者数の増加及び加入員数の減少状況により、平成15年度末の成熟度は60%を超えることが予想され、大変厳しい財政状況が重なります。

### 成熟度の推移

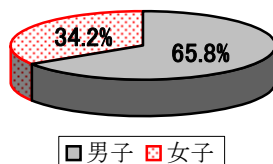
加入員数・受給者数の単位:人



### 男女別・成熟度 (平成15年11月現在)



### 受給者の 男女構成割合 (平成15年11月現在)



年金受給者の男女別構成をみると、概ね2対1となっており、女子の受給者の割合(34.2%)が高い状況となっています。(全基金平均23%)

また、男女別の成熟度を比較しますと、男子54%、女子69%となっており、女子の成熟度が著しく高い状況にあり(全基金平均32%)、その分、財政負担が高められているといえます。

ただ、女子の受給者割合が高いため、受給期間が長いという面もありますが、比較的加入員期間が短くまた平均給与が低い女子の平均年金額は、男子より低く(男子:平均年金額519,743円、女子:平均年金額251,807円)、全体的な財政負担の高まりは多少薄められているといえます。

### アンケート 集まり始まる

給付減額に向けたパンフレットに併せ、事業主の方々のご意見などを集約するため、給付減額に対するアンケート用紙も配付いたしました。

アンケートのご回答は、徐々に寄せられており、多少異なるご意見などもみられる状況です。

アンケートの結果は、平成16年2月に開催予定の理事会・代議員会までには集約し、ご報告する予定としております。

### 【年金受給者】

年金制度において年金を受けている人を一般的に「年金受給者」と呼んでいますが、制度的には、「年金受給権者」と呼ばれる人もおり、「年金受給者」と区別されています。

このほか、「年金受給待期者」と呼ばれる人もいます。

制度的な「年金受給者」とは、現に年金の支給を受けている人をいいます。

ところが、「年金受給権者」という場合は、現に年金の支給を受けている年金受給者のほか、年金を受ける権利が確定している人も含まれます。

年金を受ける権利が確定している人とは、年金を受ける資格要件(加入員期間や支給開始年齢)を満たしているが、在職中等の理由で年金の支給が止められている人です。

### 【待期者】

待期者とは、支給開始年齢前に、退職等により基金の加入員資格を失った人で、年金を受ける資格期間(当基金の場合、10年以上の加入員期間)を満たしている人をいいます。

これらの人は、年金を受ける権利があり、支給開始年齢待ちのため、基金制度において「年金受給待期者」と呼ばれています。

### 1月の事業予定

22/ 第28回財政運営委員会・第40回年金資産運用委員会の開催

中旬/ 業務報告書の策定・厚生労働大臣あて提出

下旬/ 「基金だより」の発行